

- 特別養護老人ホーム浮洲園 地面積 1棟 (3,610.65 平方メートル)
- (2) 岡山県倉敷市粒江2500番地の1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
特別養護老人ホーム浮洲園 地面積 1棟 (1,700.49 平方メートル)
- (3) 岡山県倉敷市粒江2502番地の1所在の鉄骨造鉛メッキ鋼板葺2階建
浮洲園デイサービスセンター 地面積 1棟 (989.46 平方メートル)
- (4) 岡山県倉敷市粒江2504番地6、2505番地6所在の木造合金メッキ鋼板ぶき
2階建てグループホームうきすの里建物1棟 (471.97 平方メートル)
- (5) 岡山県倉敷市粒江2500番地の1所在の特別養護老人ホーム浮洲園敷地
(3,037 平方メートル)
- (6) 岡山県倉敷市粒江2500番地の3所在の特別養護老人ホーム浮洲園敷地
(117.69 平方メートル)
- (7) 岡山県倉敷市粒江2502番地の1所在の浮洲園デイサービスセンター敷地
(1,020.59 平方メートル)
- (8) 岡山県倉敷市粒江2514番地の3所在の浮洲園デイサービスセンター敷地
(3,03 平方メートル)
- (9) 岡山県倉敷市粒江2573番地の2所在の浮洲園デイサービスセンター敷地
(66.16 平方メートル)
- (10) 岡山県倉敷市粒江2581番地の1所在の浮洲園デイサービスセンター敷地
(806 平方メートル)
- (11) 岡山県倉敷市粒江2502番地の8所在の浮洲園デイサービスセンター敷地
(1,792.81 平方メートル)
- (12) 岡山県倉敷市粒江2500番地の1、2502番地8、2501番地1所在の鉄筋
コンクリート造陸屋根4階建 特別養護老人ホーム浮洲園 地面積 1棟 (2,065.
85 平方メートル)
- (13) 岡山県倉敷市粒江2501番地の1所在の特別養護老人ホーム浮洲園敷地
(1,194.00 平方メートル)
- (14) 岡山県倉敷市粒江2501番地の2所在の特別養護老人ホーム浮洲園敷地
(163.00 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続
をとらなければならない。
- (基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承
認を得て、倉敷市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、
倉敷市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行
う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施
設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間
金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実

な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理
事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の
閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成
し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評
議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を
受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般的閲覧に供するととも
に、定款を主たる事務所に備え置き、一般的閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会にお
いて定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 預算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする
ときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつ
つ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的と
して、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 地域包括支援センターの経営

(3) 介護予防支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければ
ならない。